

「現場技術業務委託契約書」新旧対照表

現 行					改 訂				
現場技術業務委託契約書					現場技術業務委託契約書				
1 委託業務の名称					1 委託業務の名称				
2 履 行 場 所					2 履 行 場 所				
3 履 行 期 間					3 履 行 期 間				
平成 年 月 日から					平成 年 月 日から				
平成 年 月 日まで					平成 年 月 日まで				
4 業 務 委 託 料					4 業 務 委 託 料				
¥					¥				
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)					(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)				
円					円				
5 契約保証金					5 契約保証金				
上記の委託業務について、 <u>委託者</u> と <u>受託者</u> は、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。					上記の委託業務について、 <u>発注者</u> と <u>受注者</u> は、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。				
本契約の証として本書2通を作成し、 <u>当事者</u> 記名押印のうえ、各自1通を保有する。					本契約の証として本書2通を作成し、 <u>発注者及び受注者</u> が記名押印のうえ、各自1通を保有する。				
平成 年 月 日					平成 年 月 日				
<u>委 託 者</u>					<u>発 注 者</u>				
兵 庫 県					兵 庫 県				
契約担当者					契約担当者				
職 氏 名					職 氏 名				
印					印				
<u>受 託 者</u>					<u>受 注 者</u>				
住 所					住 所				
氏 名					氏 名				
印					印				

(総則) 第1条 <u>委託者</u>（以下「甲」という。）及び<u>受託者</u>（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいい、該当しないものを除く。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。 2 <u>乙</u>は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、<u>甲</u>は、その業務委託料を支払うものとする。 3 <u>甲</u>は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を<u>乙</u>又は<u>乙</u>の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、<u>乙</u>又は<u>乙</u>の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。 4 <u>乙</u>は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは<u>甲乙協議</u>がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。 5 <u>乙</u>は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。 6 <u>乙</u>は、業務を行うに当たり個人情報を取扱うときは、本契約書末尾に記載する「個人情報取扱事項」を守らなければならない。 7 この契約の履行に関して<u>甲乙間</u>で用いる言語は、日本語とする。 8 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。 9 この契約の履行に関して<u>甲乙間</u>で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。 10 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものと	(総則) 第1条 <u>発注者</u>及び<u>受注者</u>は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいい、該当しないものを除く。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。 2 <u>受注者</u>は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、<u>発注者</u>は、その業務委託料を支払うものとする。 3 <u>発注者</u>は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を<u>受注者</u>又は<u>受注者</u>の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、<u>受注者</u>又は<u>受注者</u>の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。 4 <u>受注者</u>は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは<u>発注者と受注者との協議</u>がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。 5 <u>受注者</u>は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。 6 <u>受注者</u>は、業務を行うに当たり個人情報を取扱うときは、本契約書末尾に記載する「個人情報取扱事項」を守らなければならない。 7 この契約の履行に関して<u>発注者と受注者との間</u>で用いる言語は、日本語とする。 8 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。 9 この契約の履行に関して<u>発注者と受注者との間</u>で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。 10 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法
--	---

する。 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。 12 この契約に係る訴訟の提起については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。 (指示等及び協議の書面主義) 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、<u>甲及び乙</u>は、<u>前項</u>に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、<u>甲</u>及び<u>乙</u>は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。 3 <u>甲</u>及び<u>乙</u>は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。 (契約の保証) 第3条 <u>乙</u>は、この契約の締結と同時に、次の各号の<u>一</u>に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を<u>甲</u>に寄託しなければならない。 (1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、<u>甲</u>が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業	律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。 12 この契約に係る訴訟の提起については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。 (指示等及び協議の書面主義) 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、<u>発注者及び受注者</u>は、<u>同項</u>に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、<u>発注者及び受注者</u>は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。 3 <u>発注者及び受注者</u>は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。 (契約の保証) 第3条 <u>受注者</u>は、この契約の締結と同時に、次の各号の<u>いずれか</u>に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を<u>発注者</u>に寄託しなければならない。 (1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、<u>発注者</u>が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事
--	--

社をいう。以下同じ。)の保証 (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。 3 第1項の規定により、<u>乙</u>が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、<u>甲</u>は、保証の額の増額を請求することができ、<u>乙</u>は、保証の額の減額を請求することができる。 （権利義務の譲渡等） 第4条 <u>乙</u>は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、<u>甲</u>の承諾を得た場合は、この限りでない。 2 <u>乙</u>は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、<u>甲</u>の承諾を得た場合は、この限りでない。 （再委託の禁止） 第5条 <u>乙</u>は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、<u>甲</u>の承諾を得たときはこの限りでない。	業会社をいう。以下同じ。)の保証 (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。 3 第1項の規定により、<u>受注者</u>が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、<u>発注者</u>は、保証の額の増額を請求することができ、<u>受注者</u>は、保証の額の減額を請求することができる。 （権利義務の譲渡等） 第4条 <u>受注者</u>は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、<u>発注者</u>の承諾を得た場合は、この限りでない。 2 <u>受注者</u>は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、<u>発注者</u>の承諾を得た場合は、この限りでない。 （再委託の禁止） 第5条 <u>受注者</u>は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、<u>発注者</u>の承諾を得たときはこの限りでない。
--	--

(特許権等の使用) 第6条 <u>乙</u>は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、<u>甲</u>がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、<u>乙</u>がその存在を知らなかったときは、<u>甲</u>は、<u>乙</u>がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。 (監督員) 第7条 <u>甲</u>は、監督員を置いたときは、その氏名を<u>乙</u>に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。 2 監督員は、この約款に基づく<u>甲</u>の権限とされる事項のうち<u>甲</u>が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。 (1) <u>甲</u>の意図する業務を完了させるための<u>乙</u>又は<u>乙</u>の管理技術者に対する業務に関する指示 (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する<u>乙</u>の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答 (3) この契約の履行に関する<u>乙</u>又は<u>乙</u>の管理技術者との協議 (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査 3 <u>甲</u>は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく<u>甲</u>の権限の	(特許権等の使用) 第6条 <u>発注者</u>は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、<u>発注者</u>がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、<u>受注者</u>がその存在を知らなかったときは、<u>発注者</u>は、<u>受注者</u>がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。 (監督員) 第7条 <u>発注者</u>は、監督員を置いたときは、その氏名を<u>受注者</u>に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。 2 監督員は、この約款に基づく<u>発注者</u>の権限とされる事項のうち<u>発注者</u>が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。 (1) <u>発注者</u>の意図する業務を完了させるための<u>受注者</u>又は<u>受注者</u>の管理技術者に対する業務に関する指示 (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する<u>受注者</u>の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答 (3) この契約の履行に関する<u>受注者</u>又は<u>受注者</u>の管理技術者との協議 (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査 3 <u>発注者</u>は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく<u>発注者</u>
--	--

一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、<u>乙</u>に通知しなければならない。 <u>新 設</u> 4 第1項の規定により、<u>甲</u>が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって<u>甲</u>に到達したものとみなす。 (管理技術者等) 第8条 <u>乙</u>は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を<u>甲</u>に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく<u>乙</u>の一切の権限を行使することができる。 3 <u>乙</u>は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を<u>甲</u>に通知しなければならない。 4 <u>甲</u>は、<u>乙</u>に対して、<u>乙</u>が業務を処理するために使用している者（管理技術者を除き、以下「現場技術員」という。）につき、その氏名その他必要な事項の通知を求めることができる。	の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、<u>受注者</u>に通知しなければならない。 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。 5 第1項の規定により、<u>発注者</u>が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって<u>発注者</u>に到達したものとみなす。 (管理技術者等) 第8条 <u>受注者</u>は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を<u>発注者</u>に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく<u>受注者</u>の一切の権限を行使することができる。 3 <u>受注者</u>は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を<u>発注者</u>に通知しなければならない。 4 <u>発注者</u>は、<u>受注者</u>に対して、<u>受注者</u>が業務を処理するために使用している者（管理技術者を除き、以下「現場技術員」という。）につき、その氏名その他必要な事項の通知を求めることができる。
--	--

(地元関係者との交渉等) 第 9 条 地元関係者との交渉等は、<u>甲</u>が行うものとする。この場合において、<u>甲</u>の指示があるときは、<u>乙</u>はこれに協力しなければならない。 2 前項の場合において、<u>甲</u>は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。 (土地への立入) 第 10 条 <u>乙</u>が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、<u>甲</u>がその承諾を得るものとする。この場合において、<u>甲</u>の指示があるときは、<u>乙</u>はこれに協力しなければならない。 (管理技術者等に対する措置請求) 第 11 条 <u>甲</u>は、管理技術者又は現場技術員がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、<u>乙</u>に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 2 <u>乙</u>は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に<u>甲</u>に通知しなければならない。 3 <u>乙</u>は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、<u>甲</u>に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 4 <u>甲</u>は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に<u>乙</u>に通知しなければならない。	(地元関係者との交渉等) 第 9 条 地元関係者との交渉等は、<u>発注者</u>が行うものとする。この場合において、<u>発注者</u>の指示があるときは、<u>受注者</u>はこれに協力しなければならない。 2 前項の場合において、<u>発注者</u>は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。 (土地への立入) 第 10 条 <u>受注者</u>が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、<u>発注者</u>がその承諾を得るものとする。この場合において、<u>発注者</u>の指示があるときは、<u>受注者</u>はこれに協力しなければならない。 (管理技術者等に対する措置請求) 第 11 条 <u>発注者</u>は、管理技術者又は現場技術員がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、<u>受注者</u>に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 2 <u>受注者</u>は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に<u>発注者</u>に通知しなければならない。 3 <u>受注者</u>は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、<u>発注者</u>に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。 4 <u>発注者</u>は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に<u>受注者</u>に通知しなければならない。
---	---

(履行報告) 第 12 条 <u>乙</u>は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について<u>甲</u>に報告しなければならない。 (貸与品等) 第 13 条 <u>甲</u>が<u>乙</u>に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。 2 <u>乙</u>は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、<u>甲</u>に借用書又は受領書を提出しなければならない。 3 <u>乙</u>は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 4 <u>乙</u>は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を<u>甲</u>に返還しなければならない。 5 <u>乙</u>は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、<u>甲</u>の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。 (設計図書と業務内容が一致しない場合の履行責任) 第 14 条 <u>乙</u>は、業務の内容が設計図書又は<u>甲</u>の指示若しくは<u>甲乙協議</u>の内容に適合しない場合において、監督員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が<u>甲</u>の指示によるときその他<u>甲</u>の責に帰すべき事由によるときは、<u>甲</u>は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は<u>乙</u>に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。	(履行報告) 第 12 条 <u>受注者</u>は、設計図書に定めるところにより、<u>この契約</u>の履行について<u>発注者</u>に報告しなければならない。 (貸与品等) 第 13 条 <u>発注者</u>が<u>受注者</u>に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。 2 <u>受注者</u>は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、<u>発注者</u>に借用書又は受領書を提出しなければならない。 3 <u>受注者</u>は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 4 <u>受注者</u>は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を<u>発注者</u>に返還しなければならない。 5 <u>受注者</u>は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、<u>発注者</u>の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。 (設計図書と業務内容が一致しない場合の履行責任) 第 14 条 <u>受注者</u>は、業務の内容が設計図書又は<u>発注者</u>の指示若しくは<u>発注者と受注者との協議</u>の内容に適合しない場合において、監督員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が<u>発注者</u>の指示によるときその他<u>発注者の責め</u>に帰すべき事由によるときは、<u>発注者</u>は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は<u>受注者</u>に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければなら
--	--

(条件変更等) 第 15 条 <u>乙</u>は、業務を行うに当たり、次の各号の<u>一</u>に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに<u>甲</u>に通知し、その確認を請求しなければならない。 (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。 (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。 (3) 設計図書の表示が明確でないこと。 (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。 (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 2 <u>甲</u>は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、<u>乙</u>の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、<u>乙</u>が立合いに応じない場合には、<u>乙</u>の立会いを得ずに行うことができる。 3 <u>甲</u>は、<u>乙</u>の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査終了後 14 日以内に、その結果を<u>乙</u>に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、<u>乙</u>の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、<u>甲</u>は、設計図書の変更又は訂正を行わな	い。 (条件変更等) 第 15 条 <u>受注者</u>は、業務を行うに当たり、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに<u>発注者</u>に通知し、その確認を請求しなければならない。 (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。 (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。 (3) 設計図書の表示が明確でないこと。 (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。 (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 2 <u>発注者</u>は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、<u>受注者</u>の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、<u>受注者</u>が立合いに応じない場合には、<u>受注者</u>の立会いを得ずに行うことができる。 3 <u>発注者</u>は、<u>受注者</u>の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査終了後 14 日以内に、その結果を<u>受注者</u>に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、<u>受注者</u>の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、<u>発注者</u>は、設計図書の変更又は訂正を行
--	---

なければならない。 5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、<u>甲</u>は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は<u>乙</u>に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。 (設計図書等の変更) 第 16 条 <u>甲</u>は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下<u>本条</u>及び第 18 条において「設計図書等」という。）の変更内容を<u>乙</u>に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、<u>甲</u>は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は<u>乙</u>に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。 (業務の中止) 第 17 条 <u>甲</u>は、必要があると認められるときは、業務の中止内容を<u>乙</u>に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。 2 <u>甲</u>は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は<u>乙</u>が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは<u>乙</u>に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。 (業務に係る<u>乙</u>の提案) 第 18 条 <u>乙</u>は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、<u>甲</u>に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。	わなければならない。 5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、<u>発注者</u>は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は<u>受注者</u>に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。 (設計図書等の変更) 第 16 条 <u>発注者</u>は、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下<u>この条</u>及び第 18 条において「設計図書等」という。）の変更内容を<u>受注者</u>に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、<u>発注者</u>は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は<u>受注者</u>に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。 (業務の中止) 第 17 条 <u>発注者</u>は、必要があると認められるときは、業務の中止内容を<u>受注者</u>に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。 2 <u>発注者</u>は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は<u>受注者</u>が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは<u>受注者</u>に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。 (業務に係る<u>受注者</u>の提案) 第 18 条 <u>受注者</u>は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、<u>発注者</u>に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
---	---

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(乙の請求による履行期間の延長)

第 19 条 乙は、その責に帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

新 設

(甲の請求による履行期間の短縮等)

第 20 条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 甲は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 19 条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 20 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(履行期間の変更方法) 第 21 条 第 14 条から前条まで、又は第 31 条の規定により履行期間の変更を行おうとする場合における当該変更の期間は、<u>甲乙協議</u>して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、<u>甲</u>が定め、<u>乙</u>に通知する。 2 前項の協議開始の日については、<u>甲</u>が<u>乙</u>の意見を聴いて定め、<u>乙</u>に通知するものとする。ただし、<u>甲</u>が履行期間の変更事由が生じた日（第 19 条の場合にあっては、<u>甲</u>が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、<u>乙</u>が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、<u>乙</u>は、協議開始の日を定め、<u>甲</u>に通知することができる。 (業務委託料の変更方法等) 第 22 条 第 14 条から第 18 条まで、第 20 条又は第 31 条の規定により業務委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、<u>甲乙協議</u>して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、<u>甲</u>が定め、<u>乙</u>に通知する。 2 前項の協議開始の日については、<u>甲</u>が<u>乙</u>の意見を聴いて定め、<u>乙</u>に通知するものとする。ただし、<u>甲</u>が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、<u>乙</u>は、協議開始の日を定め、<u>甲</u>に通知することができる。 3 第 9 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 31 条、第 35 条又は第 36 条の規定により、<u>甲</u>が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、<u>甲乙協議</u>して定める。	(履行期間の変更方法) 第 21 条 第 14 条から前条まで、又は第 31 条の規定により履行期間の変更を行おうとする場合における当該変更の期間は、<u>発注者と受注者とが協議</u>して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、<u>発注者</u>が定め、<u>受注者</u>に通知する。 2 前項の協議開始の日については、<u>発注者が受注者の</u>意見を聴いて定め、<u>受注者</u>に通知するものとする。ただし、<u>発注者</u>が履行期間の変更事由が生じた日（第 19 条の場合にあっては、<u>発注者</u>が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、<u>受注者</u>が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、<u>受注者</u>は、協議開始の日を定め、<u>発注者</u>に通知することができる。 (業務委託料の変更方法等) 第 22 条 第 14 条から第 18 条まで、第 20 条又は第 31 条の規定により業務委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、<u>発注者と受注者とが協議</u>して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、<u>発注者</u>が定め、<u>受注者</u>に通知する。 2 前項の協議開始の日については、<u>発注者が受注者の</u>意見を聴いて定め、<u>受注者</u>に通知するものとする。ただし、<u>発注者</u>が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、<u>受注者</u>は、協議開始の日を定め、<u>発注者</u>に通知することができる。 3 第 9 条、第 14 条から第 17 条まで、第 20 条、第 23 条、第 31 条、第 35 条又は第 36 条の規定により、<u>発注者</u>が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、<u>発注者と受注者とが協議</u>して定める。
---	--

(臨機の措置) 第 23 条 <u>乙</u>は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、<u>乙</u>は、あらかじめ、<u>甲</u>の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。 2 前項の場合においては、<u>乙</u>は、そのとった措置の内容を直ちに<u>甲</u>に通知しなければならない。 3 <u>甲</u>は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、<u>乙</u>に対して臨機の措置をとることを請求することができる。 4 <u>乙</u>が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、<u>乙</u>が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、<u>甲</u>がこれを負担する。	(臨機の措置) 第 23 条 <u>受注者</u>は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、<u>受注者</u>は、あらかじめ、<u>発注者</u>の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。 2 前項の場合においては、<u>受注者</u>は、そのとった措置の内容を直ちに<u>発注者</u>に通知しなければならない。 3 <u>発注者</u>は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、<u>受注者</u>に対して臨機の措置をとることを請求することができる。 4 <u>受注者</u>が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、<u>受注者</u>が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、<u>発注者</u>がこれを負担する。
(一般的損害) 第 24 条 業務の完了の前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項又は第 2 項に規定する損害を除く。）については、<u>乙</u>がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち<u>甲</u>の責に帰すべき事由により生じたものについては、<u>甲</u>が負担する。 (第三者に及ぼした損害) 第 25 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、<u>乙</u>がその賠償額を負担する。 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、<u>甲</u>の指示、貸与	(一般的損害) 第 24 条 業務の完了の前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項又は第 2 項に規定する損害を除く。）については、<u>受注者</u>がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち<u>発注者</u>の責めに帰すべき事由により生じたものについては、<u>発注者</u>が負担する。 (第三者に及ぼした損害) 第 25 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、<u>受注者</u>がその賠償額を負担する。 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、<u>発注者</u>の指示、

品等の性状その他<u>甲</u>の責に帰すべき事由により生じたものについては、<u>甲</u>がその賠償額を負担する。ただし、<u>乙</u>が、<u>甲</u>の指示又は貸与品等が不適当であること等<u>甲</u>の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、<u>甲乙</u>協力してその処理解決に当たるものとする。 (業務委託料の変更に代える設計図書の変更) 第26条 <u>甲</u>は、第6条、第14条から第18条まで、第20条、第23条、第24条又は第31条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、<u>甲乙</u>協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、<u>甲</u>が定め、<u>乙</u>に通知する。 2 前項の協議開始の日については、<u>甲</u>が<u>乙</u>の意見を聴いて定め、<u>乙</u>に通知しなければならない。ただし、<u>甲</u>が前項の業務委託料の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、<u>乙</u>は、協議開始の日を定め、<u>甲</u>に通知することができる。 (検査及び引渡し) 第27条 <u>乙</u>は、業務を完了したときは、<u>甲</u>に業務完了届を提出しなければならない。 2 <u>甲</u>は、前項の規定による業務完了届を受理したときは、受理した日から10	貸与品等の性状その他<u>発注者</u>の責めに帰すべき事由により生じたものについては、<u>発注者</u>がその賠償額を負担する。ただし、<u>受注者</u>が、<u>発注者</u>の指示又は貸与品等が不適当であること等<u>発注者</u>の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、<u>発注者及び受注者</u>は協力してその処理解決に当たるものとする。 (業務委託料の変更に代える設計図書の変更) 第26条 <u>発注者</u>は、第6条、第14条から第18条まで、第20条、第23条、第24条又は第31条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、<u>発注者と受注者と</u>が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、<u>発注者</u>が定め、<u>受注者</u>に通知する。 2 前項の協議開始の日については、<u>発注者</u>が<u>受注者</u>の意見を聴いて定め、<u>受注者</u>に通知しなければならない。ただし、<u>発注者</u>が前項の業務委託料の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、<u>受注者</u>は、協議開始の日を定め、<u>発注者</u>に通知することができる。 (検査及び引渡し) 第27条 <u>受注者</u>は、業務を完了したときは、<u>発注者</u>に業務完了届を提出しなければならない。 2 <u>発注者</u>は、前項の規定による業務完了届を受理したときは、受理した日から
--	--

日以内に<u>乙</u>の立会いの下、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を<u>乙</u>に通知しなければならない。 3 <u>乙</u>は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに履行して<u>甲</u>の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。 (業務委託料の支払) 第 28 条 <u>乙</u>は、前条第2項（前条第3項において準用する場合を含む。以下<u>本条</u>において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。 2 <u>甲</u>は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。 3 <u>甲</u>がその<u>責</u>に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下<u>本条</u>において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。 (部分払) 第 29 条 <u>乙</u>は、業務完了前に、業務の既済部分に相応する業務委託料相当額の 10 分の9以内の額について、次項から第6項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中 回を超えることができない。	10 日以内に<u>受注者</u>の立会いの下、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を<u>受注者</u>に通知しなければならない。 3 <u>受注者</u>は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに履行して<u>発注者</u>の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。 (業務委託料の支払) 第 28 条 <u>受注者</u>は、前条第2項（前条第3項において準用する場合を含む。以下<u>この条</u>において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。 2 <u>発注者</u>は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。 3 <u>発注者</u>がその<u>責め</u>に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下<u>この条</u>において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。 (部分払) 第 29 条 <u>受注者</u>は、業務完了前に、業務の既済部分に相応する業務委託料相当額の 10 分の9以内の額について、次項から第6項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中 回を超えることができない。
--	--

2 <u>乙</u>は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の既済部分の確認を<u>甲</u>に請求しなければならない。 3 <u>甲</u>は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、<u>乙</u>の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を<u>乙</u>に通知しなければならない。 4 <u>乙</u>は、前項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、<u>甲</u>は、当該請求を受けた日から 15 日以内に部分払金を支払わなければならない。 5 部分払金の額は、次の式により算出する。この場合において、第 1 項の業務委託料相当額は、<u>甲乙協議</u>して定める。ただし、<u>甲</u>が第 3 項の通知をした日から 10 日以内に協議が整わない場合には、<u>甲</u>が定め、<u>乙</u>に通知する。 $\text{部分払金の額} \leq \text{第 1 項の業務委託料相当額} \times 9 / 10$ 6 第 4 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合における部分払金の額は、前項で算出した部分払金の額から既に部分払いをした額を控除するものとする。 (債務負担行為に基づく特則) 第 29 条の 2 各会計年度の業務委託料の支払限度額は次のとおりとする。 <table data-bbox="302 1114 638 1244"> <tr> <td>年度</td><td>円</td></tr> <tr> <td>年度</td><td>円</td></tr> <tr> <td>年度</td><td>円</td></tr> </table> 2 部分払として請求することができる額は次の式により算定するものとする。 $\text{部分払金の額} \leq \text{第 29 条第 1 項の委託料相当額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額})$	年度	円	年度	円	年度	円	2 <u>受注者</u>は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の既済部分の確認を<u>発注者</u>に請求しなければならない。 3 <u>発注者</u>は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、<u>受注者</u>の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を<u>受注者</u>に通知しなければならない。 4 <u>受注者</u>は、前項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、<u>発注者</u>は、当該請求を受けた日から 15 日以内に部分払金を支払わなければならない。 5 部分払金の額は、次の式により算出する。この場合において、第 1 項の業務委託料相当額は、<u>発注者と受注者とが協議</u>して定める。ただし、<u>発注者</u>が第 3 項の通知をした日から 10 日以内に協議が整わない場合には、<u>発注者</u>が定め、<u>受注者</u>に通知する。 $\text{部分払金の額} \leq \text{第 1 項の業務委託料相当額} \times 9 / 10$ 6 第 4 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合における部分払金の額は、前項で算出した部分払金の額から既に部分払いをした額を控除するものとする。 (債務負担行為に基づく特則) 第 29 条の 2 各会計年度の業務委託料の支払限度額は次のとおりとする。 <table data-bbox="1332 1114 1668 1244"> <tr> <td>年度</td><td>円</td></tr> <tr> <td>年度</td><td>円</td></tr> <tr> <td>年度</td><td>円</td></tr> </table> 2 部分払として請求することができる額は次の式により算定するものとする。 $\text{部分払金の額} \leq \text{第 29 条第 1 項の委託料相当額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額})$	年度	円	年度	円	年度	円
年度	円												
年度	円												
年度	円												
年度	円												
年度	円												
年度	円												

3 各会計年度末現在における業務の既済部分に対する支払額は当該会計年度の部分払済額を当該会計年度の支払限度額から控除した額とする。 4 甲は、予算の都合により必要があるときは、第1項の業務委託料の支払限度額を変更することができる。 (第三者による代理受領) 第30条 乙は、甲の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第28条又は前条の規定に基づく支払をしなければならない。 (部分払金の不払に対する業務中止) 第31条 乙は、甲が第29条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。 2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙の費用が増加し、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。 (債務不履行に対する乙の責任) 第32条 乙がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められている	3 各会計年度末現在における業務の既済部分に対する支払額は当該会計年度の部分払済額を当該会計年度の支払限度額から控除した額とする。 4 発注者は、予算の都合により必要があるときは、第1項の業務委託料の支払限度額を変更することができる。 (第三者による代理受領) 第30条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第28条又は前条の規定に基づく支払をしなければならない。 (部分払金の不払に対する業務中止) 第31条 受注者は、発注者が第29条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者の費用が増加し、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。 (債務不履行に対する受注者の責任) 第32条 受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められて
--	--

もののほか、<u>甲</u>は、<u>乙</u>に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、<u>乙</u>がその<u>責</u>に帰すべからざることを立証したときは、この限りでない。 2 前項において<u>乙</u>が負うべき責任は、第 27 条第 2 項又は第 29 条第 3 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。 3 第 1 項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第 27 条第 2 項の規定による検査を完了した日から 2 年以内に行わなければならない。ただし、その違反が<u>乙</u>の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をできる期間は、検査完了の日から 10 年とする。 4 <u>甲</u>は、検査完了の際に<u>乙</u>にこの契約に関して違反があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに<u>乙</u>に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、<u>乙</u>がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。 5 第 1 項の規定は、<u>乙</u>の契約違反が設計図書の記載内容、<u>甲</u>の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、<u>乙</u>がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 (履行遅延の場合における損害金等) 第 33 条 <u>乙</u>の<u>責</u>に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、<u>甲</u>は、損害金の支払を<u>乙</u>に請求することができる。 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第 29 条の規定による部分払に係る業務委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 10.75 パーセントの	いるもののほか、<u>発注者</u>は、<u>受注者</u>に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、<u>受注者</u>がその<u>責め</u>に帰すべからざることを立証したときは、この限りでない。 2 前項において<u>受注者</u>が負うべき責任は、第 27 条第 2 項又は第 29 条第 3 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。 3 第 1 項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第 27 条第 2 項の規定による検査を完了した日から 2 年以内に行わなければならない。ただし、その違反が<u>受注者</u>の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をできる期間は、検査完了の日から 10 年とする。 4 <u>発注者</u>は、検査完了の際に<u>受注者</u>にこの契約に関して違反があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに<u>受注者</u>に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、<u>受注者</u>がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。 5 第 1 項の規定は、<u>受注者</u>の契約違反が設計図書の記載内容、<u>発注者</u>の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、<u>受注者</u>がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。 (履行遅延の場合における損害金等) 第 33 条 <u>受注者の責め</u>に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、<u>発注者</u>は、損害金の支払を<u>受注者</u>に請求することができる。 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第 29 条の規定による部分払に係る業務委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 10.75 パーセントの
--	---

割合で計算した額とする。 3 甲の責に帰すべき事由により、第 28 条第 2 項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。 (甲の解除権) 第 34 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。 (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。 (2) その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。 (3) 管理技術者を配置しなかったとき。 (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。 (5) 第 36 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。 2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。 3 前項の場合において、第 3 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。 第 34 条の 2 甲は、警察からの通報に基づき、乙が次の各号の一に該当する事実が明らかになったときは、契約を解除することができる。	割合で計算した額とする。 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 28 条第 2 項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.1 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。 (発注者の解除権) 第 34 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。 (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。 (3) 管理技術者を配置しなかったとき。 (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。 (5) 第 36 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 3 前項の場合において、第 3 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。 削 除 (暴力団排除等に関する特約条項を新設)
--	--

<u>(1) 暴力団員が、役員（乙が個人である場合にはその者をいう。）として経営に 関与（実質的に関与している場合を含む。）していること。</u> <u>(2) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督責任 を有する使用人）として使用し、又は代理人として選任していること。</u> <u>(3) 役員その他相当の責任の地位にある者（以下「役員等」という。）が、自社、 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を与える目的を持って、 暴力団の威力を利用したこと。</u> <u>(4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金的援助等の経済的便宜を図っ たこと。</u> <u>(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているこ と。</u> <u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準 用する。</u>	
第35条 甲は、業務が完了するまでの間は、第34条第1項又は前条第1項の規 定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたとき は、その損害を賠償しなければならない。 （乙の解除権） 第36条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。 (1) 第16条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減 少したとき。 (2) 第17条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の	第35条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第34条第1項の規定によるほ か、必要があるときは、この契約を解除することができる。 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を 及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。 （受注者の解除権） 第36条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除す ることができる。 (1) 第16条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減 少したとき。 (2) 第17条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の

10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。 (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。 (解除の効果) 第 37 条 契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。 2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、必要があると認められるときは、乙が既に業務を完了した部分（以下本条において「既履行部分」という。）を検査の上、当該検査に合格した既履行部分に相応する業務委託料（第 29 条の規定による部分払があった場合には、当該部分払金の額を除くものとし、以下本条において「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。 3 前項に規定する既履行部分委託料は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。 (解除に伴う措置) 第 38 条 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状	10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。 (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。 (解除の効果) 第 37 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、必要があると認められるときは、受注者が既に業務を完了した部分（以下この条において「既履行部分」という。）を検査の上、当該検査に合格した既履行部分に相応する業務委託料（第 29 条の規定による部分払があった場合には、当該部分払金の額を除くものとし、以下本条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 (解除に伴う措置) 第 38 条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納
--	--

に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。 2 前項前段に規定する<u>乙</u>のとりべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 34 条又は第 34 条の 2 によるときは<u>甲</u>が定め、第 35 条又は第 36 条の規定によるときは<u>乙</u>が<u>甲</u>の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する<u>乙</u>のとりべき措置の期限、方法等については、<u>甲</u>が<u>乙</u>の意見を聴いて定めるものとする。 (保険) 第 39 条 <u>乙</u>は、設計図書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに<u>甲</u>に提示しなければならない。 (賠償金等の徴収) 第 40 条 <u>乙</u>がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を<u>甲</u>の指定する期間内に支払わないときは、<u>甲</u>は、その支払わない額に<u>甲</u>の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年 5 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、<u>甲</u>の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。 2 前項の追徴をする場合には、<u>甲</u>は、<u>乙</u>から遅延日数につき年 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。 (契約外の事項) 第 41 条 この契約書に定めのない事項については、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）によるほか、必要に応じて<u>甲乙協議</u>して定める。	め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。 2 前項前段に規定する<u>受注者</u>のとりべき措置の期限、方法等については、<u>この</u>契約の解除が第 34 条によるときは<u>発注者</u>が定め、第 35 条又は第 36 条の規定によるときは<u>受注者</u>が<u>発注者</u>の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する<u>受注者</u>のとりべき措置の期限、方法等については、<u>発注者</u>が<u>受注者</u>の意見を聴いて定めるものとする。 (保険) 第 39 条 <u>受注者</u>は、設計図書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに<u>発注者</u>に提示しなければならない。 (賠償金等の徴収) 第 40 条 <u>受注者</u>がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を<u>発注者</u>の指定する期間内に支払わないときは、<u>発注者</u>は、その支払わない額に<u>発注者</u>の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年 5 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、<u>発注者</u>の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。 2 前項の追徴をする場合には、<u>発注者</u>は、<u>受注者</u>から遅延日数につき年 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。 (契約外の事項) 第 41 条 この契約書に定めのない事項については、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）によるほか、必要に応じて<u>発注者と受注者とが協議</u>して定める。
---	---

「個人情報取扱事項」 (基本的事項) 第1 <u>乙</u>は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。 (収集の制限) 第2 <u>乙</u>は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 (目的外利用・提供の制限) 第3 <u>乙</u>は、<u>甲</u>の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に使用し、又は<u>甲</u>の承諾なしに第三者に提供してはならない。 (漏えい、滅失及びき損の防止) 第4 <u>乙</u>は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (廃棄) 第5 <u>乙</u>は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。 (秘密の保持) 第6 <u>乙</u>は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 (複写又は複製の禁止) 第7 <u>乙</u>は、この契約による事務を処理するために<u>甲</u>から引き渡された個人情報	「個人情報取扱事項」 (基本的事項) 第1 <u>受注者</u>は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。 (収集の制限) 第2 <u>受注者</u>は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 (目的外利用・提供の制限) 第3 <u>受注者</u>は、<u>発注者</u>の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に使用し、又は<u>発注者</u>の承諾なしに第三者に提供してはならない。 (漏えい、滅失及びき損の防止) 第4 <u>受注者</u>は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (廃棄) 第5 <u>受注者</u>は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。 (秘密の保持) 第6 <u>受注者</u>は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 (複写又は複製の禁止) 第7 <u>受注者</u>は、この契約による事務を処理するために<u>発注者</u>から引き渡された
--	--

が記録された資料等を<u>甲</u>の承諾なしに複写又は複製してはならない。 (特定の場所以外での取扱いの禁止) 第8 <u>乙</u>は、この契約書による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、<u>甲</u>若しくは<u>乙</u>の事務所又は契約書（設計図書に示す場所を含む。）において定めた履行場所で行うものとし、<u>甲</u>が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。 (事務従事者への周知) 第9 <u>乙</u>は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。 (資料等の返還等) 第10 <u>乙</u>は、この契約による事務を処理するために、<u>甲</u>から提供を受け、又は<u>乙</u>自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに<u>甲</u>に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、<u>甲</u>が別に指示したときは当該方法によるものとする。 (立入調査) 第11 <u>甲</u>は、<u>乙</u>が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。 (事故発生時における報告) 第12 <u>乙</u>は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに<u>甲</u>に報告し、<u>甲</u>の指示に従うものとする。	個人情報が記録された資料等を<u>発注者</u>の承諾なしに複写又は複製してはならない。 (特定の場所以外での取扱いの禁止) 第8 <u>受注者</u>は、この契約書による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、<u>発注者</u>若しくは<u>受注者</u>の事務所又は契約書（設計図書に示す場所を含む。）において定めた履行場所で行うものとし、<u>発注者</u>が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。 (事務従事者への周知) 第9 <u>受注者</u>は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。 (資料等の返還等) 第10 <u>受注者</u>は、この契約による事務を処理するために、<u>発注者</u>から提供を受け、又は<u>受注者</u>自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに<u>発注者</u>に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、<u>発注者</u>が別に指示したときは当該方法によるものとする。 (立入調査) 第11 <u>発注者</u>は、<u>受注者</u>が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。 (事故発生時における報告) 第12 <u>受注者</u>は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに<u>発注者</u>に報告し、<u>発注者</u>の指示に従うものとする。
---	---

特定の違法行為に関する特約条項 (甲の解除権) 1 甲は、<u>乙</u>又は<u>乙</u>が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認めたときは、この契約を解除できる。この場合においては、現場技術業務委託契約書第 34 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。 (解除に伴う措置) 2 前項の規定による解除に伴い、<u>乙</u>に損害が生じたとしても、<u>乙</u>は<u>甲</u>に対してその損害を請求することはできない。 3 第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合においては、現場技術業務委託契約書第 37 条及び第 38 条の規定を適用し、第 38 条第 2 項中「第 34 条」を「特定の違法行為に関する特約条項第 1 項」と読み替える。 (賠償の予約) 4 <u>乙</u>は、<u>乙</u>（<u>乙</u>を構成事業者とする事業者団体を含む。）又は<u>乙</u>が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の<u>一</u>に該当したときは、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として<u>甲</u>が指定する期間内に<u>甲</u>に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。 (1) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 による刑が確定したとき。 (2) 刑法第 198 条による刑が確定したとき。	特定の違法行為に関する特約条項 (発注者の解除権) 1 <u>発注者</u>は、<u>受注者</u>又は<u>受注者</u>が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認めたときは、この契約を解除できる。この場合においては、現場技術業務委託契約書第 34 条第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。 (解除に伴う措置) 2 前項の規定による解除に伴い、<u>受注者</u>に損害が生じたとしても、<u>受注者</u>は<u>発注者</u>に対してその損害を請求することはできない。 3 第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合においては、現場技術業務委託契約書第 37 条及び第 38 条の規定を適用し、第 38 条第 2 項中「第 34 条」を「特定の違法行為に関する特約条項第 1 項」と読み替える。 (賠償の予約) 4 <u>受注者</u>は、<u>受注者</u>（<u>受注者</u>を構成事業者とする事業者団体を含む。）又は<u>受注者</u>が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の<u>いずれか</u>に該当したときは、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として<u>発注者</u>が指定する期間内に<u>発注者</u>に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。 (1) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 による刑が確定したとき。 (2) 刑法第 198 条による刑が確定したとき。
---	---

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、同条第 7 項の規定により当該命令が確定したとき。 (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金納付命令を行い、同条第 5 項の規定により当該命令が確定したとき。 (5) 排除措置命令又は課徴金納付命令を不服として、独占禁止法第 52 条第 1 項の規定による審判の請求を行った後、これを取り下げたため、同条第 5 項の規定により当該命令が確定したとき。 (6) 公正取引委員会が、独占禁止法第 65 条、第 66 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項又は第 67 条第 1 項の規定による審決（第 66 条第 3 項の規定中、原処分の全部を取り消す旨の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。 (7) 公正取引委員会が行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。 5 前項の規定は、<u>甲</u>に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、<u>甲</u>がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。 （賠償金等の徴収） 6 第 1 項の規定による違約金又は前 2 項の規定による賠償金の徴収については、現場技術業務委託契約書第 40 条の規定を適用する。	(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項の規定による排除措置命令を行い、同条第 7 項の規定により当該命令が確定したとき。 (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第 50 条第 1 項の規定による課徴金納付命令を行い、同条第 5 項の規定により当該命令が確定したとき。 (5) 排除措置命令又は課徴金納付命令を不服として、独占禁止法第 52 条第 1 項の規定による審判の請求を行った後、これを取り下げたため、同条第 5 項の規定により当該命令が確定したとき。 (6) 公正取引委員会が、独占禁止法第 65 条、第 66 条第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項又は第 67 条第 1 項の規定による審決（第 66 条第 3 項の規定中、原処分の全部を取り消す旨の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。 (7) 公正取引委員会が行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。 5 前項の規定は、<u>発注者</u>に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、<u>発注者</u>がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。 （賠償金等の徴収） 6 第 1 項の規定による違約金又は前 2 項の規定による賠償金の徴収については、現場技術業務委託契約書第 40 条の規定を適用する。
---	---